

日本インドネシア経済連携協定の高度化を求める(概要)

2012年7月17日

一般社団法人 日本経済団体連合会

【提言の目的】

- (1) わが国の対インドネシア輸出は自動車、自動車部品、鉄鋼、電子機器等を中心に拡大。他方、わが国のインドネシアからの輸入も、石油、天然ガス、鉱物資源、木材等を中心に拡大するなど、貿易相手国としての同国の重要性が増している。
- (2) かかる中、2008年7月1日に日本インドネシア経済連携協定(EPA)が発効。同EPAは、わが国にとって、物品貿易、投資、サービス貿易の自由化はもとより、エネルギーの安定確保やインフラ輸出をはじめとする政府調達市場の開拓等の観点からも重要。
- (3) 同EPAは本年、再協議を迎える。そこで、再協議に経済界の意見を反映すべく、会員企業を対象にインドネシアにおける貿易投資障壁に係るアンケート調査を行い、同EPAの高度化に向けた提言を取りまとめた。

1. 物品貿易

- (1) 鉄鋼製品、自動車、二輪車、自動車部品、化学品等の主要品目に関税が残存しており、その引下げ・撤廃が求められる。特に、鉄鋼製品については、ASEAN中国FTAや、ASEAN韓国FTAに劣後。
- (2) アンチダンピング措置の濫用防止のための規律強化が必要。例えば、現在、インドネシア政府は冷延鋼板に関するアンチダンピング調査を行っているが、特定用途免税制度が適用されているものについては国内産品と競合しないため対象外とすべき。

2. 原産地規則

自己証明制度の導入、原産地証明書発行手続の迅速化、HS2012への準拠等を実現すべき。

3. 税関手続

- (1) 関税法令と税関手続の透明性、予見可能性を確保するために、「税関手続に関する小委員会」を活性化させる。
- (2) 具体的には、以下の問題点の解消を図る。
 - ① 関税法令・規則の不明確性、突然の変更、煩雑な手続、担当者ごとに異なる審査基準等。
 - ② 突然の関税分類の変更。
 - ③ 時間を要する免税手続、付加価値税の還付。
 - ④ インドネシア政府指定機関による輸出国での出荷前検査義務。

4. 投資、サービス貿易

- (1) 再協議を通じて投資章に残存する障害の削減ならびにサービス貿易章の改善を図る。
- (2) 残存する障害の事例
 - ① 流通、海運、保険、建設、製造業等における外資制限。
 - ② 外資企業に対する規制(労働者派遣事業の禁止、船舶の保有制限、特定の業種に対する営業行為の制限等)。
 - ③ パフォーマンス要求(例えば、自国民雇用義務)。

5. 人の移動

- (1) インドネシアにおける業務の遂行をさらに円滑化するため、短期商用訪問、企業内転勤等による入国・一時的な滞在をさらに自由化する。そのために、以下の点を実現する。
 - ① 短期商用訪問ビザの免除乃至は発給手続の簡素化。
 - ② 短期商用訪問ビザによる工場訪問の許可。
 - ③ 就労許可の迅速な発給、有効期間の長期化。
 - ④ 企業内転勤における前任者と後任者の重複就労の許可。
 - ⑤ 外国人の就労要件の緩和(年齢制限、学歴要件、役職兼任禁止等の緩和)。
- (2) 日本側も、看護師・介護福祉士の受入拡大に向けた施策を講じるべき。

6. エネルギー・鉱物資源

- (1) 資源エネルギーの安全保障の観点から、以下の規程の運用強化を図る。
 - ① 投資措置に関する透明性確保。
 - ② 輸出制限に関するGATT関連規程との整合性ならびに新たな規制措置を導入する際の両国間の通報。
 - ③ 輸出許可手続の透明性確保。
- (2) 「新鉱業法」に基づく原料輸出の制限・禁止について、再協議の場で改善を働きかける。

7. 知的財産権

- (1) 模造品の横行や商標権侵害を防止するため、知的財産権侵害に対する刑事罰の適切な執行を求める。
- (2) 研究開発投資を適切に回収できるよう、技術ロイヤルティの送金規制等の撤廃を求める。

8. 政府調達

- (1) 円借款案件、PPP案件等、わが国政府・企業がマスタープランづくりを手がけたプロジェクトに事業者として参加できるよう、政府調達制度の整備が不可欠。
- (2) 要望すべき点
 - ① プロジェクトを提案した民間企業が優先的に事業権を得られるようにする。
 - ② 過度なローカル・コンテンツ要求を改善する。
 - ③ 高品質な技術、納期の遵守など、中長期的な費用対効果を適正に評価する入札制度の導入。
 - ④ 最終選考に残った企業が1社でも、第1段階で複数の企業が応札していれば入札を成立させる等、入札不調、着工遅延の回避。

9. ビジネス環境整備

不透明な国内法、過度な税負担等、下記の事例を含むビジネス上の障害について改善を促す。

- (1) 各法制の解釈基準が不明確。
- (2) ロイヤルティ、技術支援料の否認等、移転価格税制の濫用により二重課税が発生した場合の救済措置がない。
- (3) 安全認証の取得に時間を要する。
- (4) 電力等の基礎インフラが不十分。